

介護保険負担割合証を 7月中に発送します

平成27年8月から、一定以上の所得がある65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険サービスを利用する際の自己負担が2割になったことにより、介護保険の認定を受けている方に、負担割合（1割または2割）を記載した「介護保険負担割合証」を送付しています。

現在お持ちの負担割合証の適用期間は平成28年7月末までのため、平成28年8月以降の負担割合を記載した負担割合証を7月中に送付します。
なお、介護認定を申請されて初めて認定を受けた方には、介護保険被保険者証とあわせて送付します。
※世帯構成や収入などに変動が生じた場合、負担割合が変更となる場合があります。

【負担割合の判定基準】

65歳以上の方で本人の合計所得金額が、160万円未満の方は1割負担、160万円以上の方は2割負担となります。

（ただし、同一世帯の65歳以上の方の「年金収入＋その他の合計所得金額」が、65歳以上の方が1人の世帯で280万円未満、2人以上いる世帯で346万円未満の場合は、1割負担となります。）

介護保険負担限度額認定 の適用要件が変わります

平成28年8月から、介護保険施設やショートステイを利用する際の負担限度額認定（所得が低い方の食費・部屋代の負担限度）の適用要件が変わります。

食費・部屋代の利用者負担段階の判定に用いる年金収入において、現在は課税年金収入のみが対象となっていますが、負担の公平性を確保する観点から、平成28年8月以降は非課税年金（遺族年金と障害年金）の収入も含めて判定することとなります。このことにより、現在、負担段階が第2段階であっても、平成28年8月以降は第3段階となる場合があります。
なお、現在認定を受けている方も引き続き認定を希望される場合、毎年申請が必要となっていますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】

市介護福祉課介護・ながいき担当
（市役所1階⑦番窓口）

☎ 32・3507 / FAX 35・0272

Mail:kaigofukushi@city.komatsus
hima.tokushima.jp

利用者負担段階と負担限度額

負担段階	対象者	負担限度額（日額）			
		部屋代	食費		
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市町村民税を課税されていない方で年齢福祉年金を受給されている方 生活保護等を受給されている方 	多床室	0円	300円	
		従来型個室	（特養等）		320円
			（老健・療養等）		490円
		ユニット型準個室	490円		
第2段階	7月まで 平成28年	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方 	多床室	370円	390円
			従来型個室	（特養等）	
	（老健・療養等）	490円			
	8月以降 平成28年	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方 	ユニット型準個室	490円	
			ユニット型個室	820円	
	第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市町村民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方 	多床室	370円	
従来型個室			（特養等）	820円	
			（老健・療養等）	1,310円	
ユニット型準個室			1,310円		
ユニット型個室	1,310円				
第4段階	上記以外の方	負担限度額なし（施設との契約額を支払うこととなります）			

新設

2,000万円）以下の方が第1から第3段階の対象者です。左記要件に加えて、預貯金等が単身で1,000万円（夫婦で